



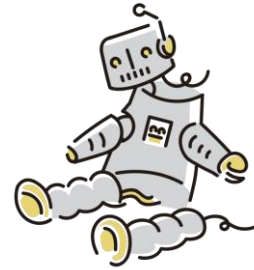
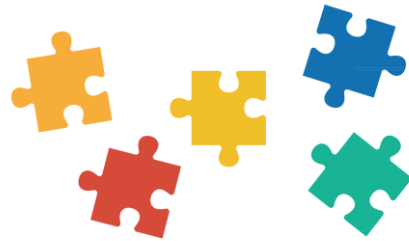
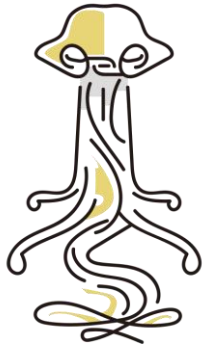
地域共生社会の実現に向けた取組について 包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方

第2回 地域共生社会の在り方に関する検討会議

同志社大学

永田 祐

包括的支援体制を何に例えるか



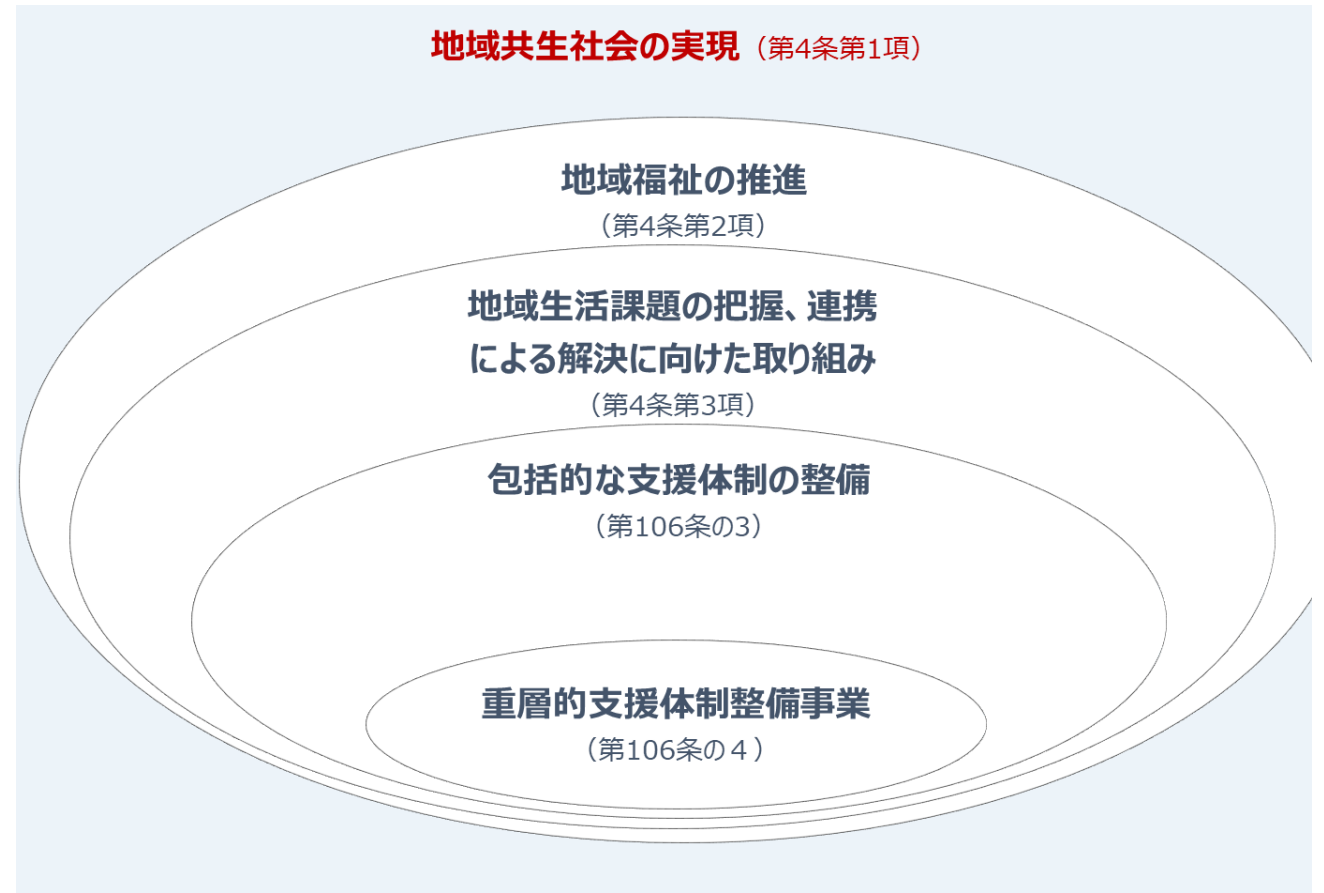
- エイリアン？
- ジグソーパズル？
- ロボット？
- 郷土料理？
- 自由研究(総合的な学習)？

共通している要素は？

- (縦割りに策定される) **複数の**施策を、
- その地域にある **多様な** 取り組み(地域福祉・まちづくり)を、
- **対話**を通じて重ね合わせ、
- そのまちにあった体制として構築していくこと
(で地域共生社会=新しい社会の在り方を目指す)。

社会福祉法上の位置づけ

- 参加し、共生する社会の実現を目指して（第4条1項）、地域住民等が協力し（第4条2項）、社会的孤立を含む複合課題を抱えた人や世帯が（第4条3項）、地域社会に参加する機会が確保されるよう、市町村が、包括的に対応する体制を整備する（第106条の3）。体制整備のための手段（事業）が、重層的支援体制整備事業（第106条の4）。
- 国及び地方公共団体は、包括的支援体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない（法第6条2項）。



- 社会福祉法上は、地域（における社会）福祉の推進のための体制整備が、包括的支援体制。
- 「**受け手と支え手**」の関係を越える視点や従来の福祉の枠を超えた多様な参加の観点は弱い。

市町村の課題

- 「4分野のお金を合わせるだけでは不十分で、それは**役所の組織体制の問題**なんじゃないの？」「この改正法が施行されても市役所の部門で**福祉全体を見渡して企画立案**するような能力がないと、**何も変わらない**んじゃないの？」
(と大臣に指摘された)

出所：宮本太郎他編著「生活困窮者自立支援から地域共生社会へ」全国社会福祉協議会収録。

- 担当課が、**これまでの枠を超え、対話を通じて、制度と制度、人と人を結びつけるプロセスが必要になる**(トップダウンだと庁内連携≡個別支援の連携で止まる？)。
 - 庁内関係課(福祉・福祉以外)
 - 支援関係機関
 - 地域住民等
- 106条の3で示されているのは新たな機関の設置といった画一的なものではなく、必要な機能・取組を示したものであり、構築する体制は、これまでの蓄積をどのように見出し、どのように対話を重ねるかによって**多様になる**(多様な実現の方法と姿がある)。

個別事業とは異なる体制構築のプロセス

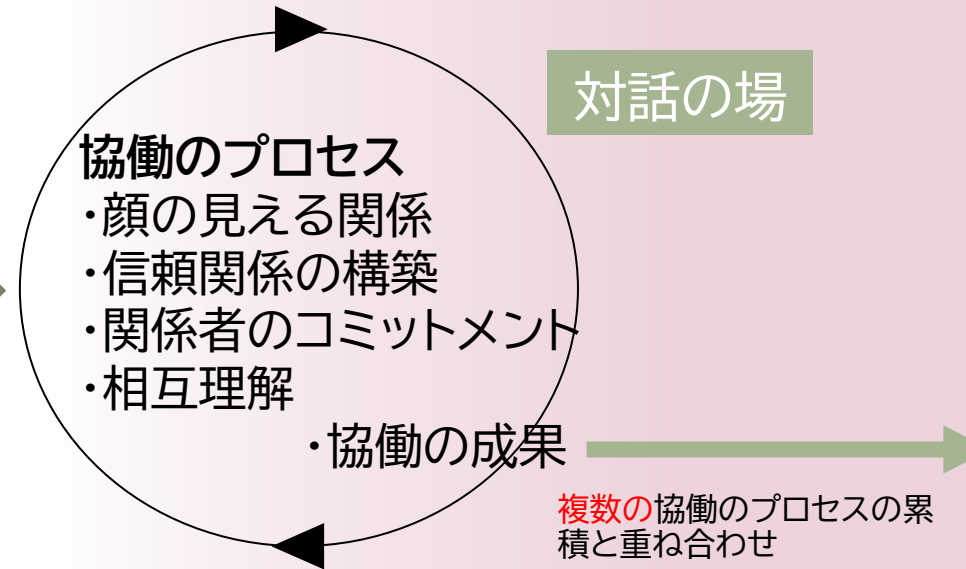
(縦割りに策定される)政策

(1)これまでの取り組み

- ・【制度間福祉の協働】
相談支援をめぐる状況
 - ・制度別相談支援の取組状況
- ・【地域福祉との協働】
地域福祉をめぐる状況
 - ・地域福祉基礎組織の状況
 - ・地域福祉(活動)計画の策定
 - ・まちづくりや様々な地域の取組みの状況
- ・その他の地域の特性

(2)包括的な支援体制の構築プロセス

制度間福祉間(支援関係機関)の協働



(3)合意された体制

包括的な
支援体制

制度(ルール)

プログラム(事業)

制度福祉と地域福祉(地域住民等・まちづくり)との協働

(様々な専門職や地域福祉・まちづくりの)実践

多機関協働の現状と課題

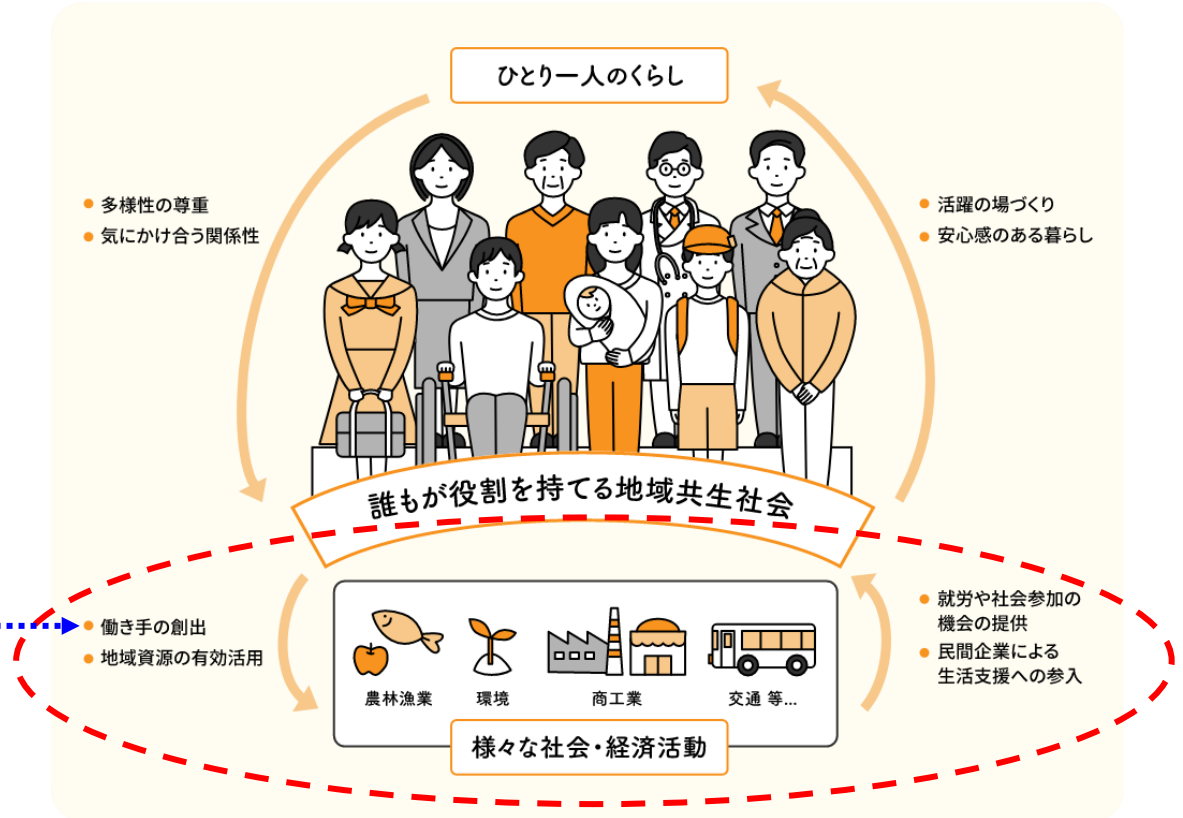
- ・ 庁内および支援関係機関との対話により、地域生活課題の解決のため、制度福祉を有機的に重ねる(第106条の2、第106条の3第1項第3号)。
- ・ 既存の会議体等を活用し、「有機的に重ねる」ことで、必ずしも重層的支援体制整備事業を活用せずに体制整備を図っている自治体もある。
- ・ 支援関係機関以外との相互の連携・協働に、実情に応じて拡大している自治体もある(権利擁護、消費者、税、環境、教育、消防、観光、農林水産、商工...)。

- ・ 「地域生活課題の解決」に力点が置かれ、相談窓口の設置などが目的化すると、かえって「たらいまわし」や「丸投げ」が強化されたり、地域づくりとの連携・協働が図れない。
- ・ 地域共生社会の理念から考えると、「支援対象者化」しない本人中心の支援への転換が必要になるが、相談支援だけでは制度・事業中心から転換する契機がない。
- ・ 都道府県域の支援関係機関との連携・協働に苦慮している自治体が多い。

地域づくりの現状と課題

- 「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現」(法第4条1項)

- 参加し、共生する場は、「制度」の重ね合わせだけでは作れない。また、(従来の)「地域福祉」の重ねあわせだけにとどまらない。
- 「福祉」の枠を超えた広がりをどう作るか(主体＝第4条2項、第106条の3第1項1号は福祉の枠にとどまる?)→民の自由な発想(余白や遊び)を許容し、活かす官民協働をどのように構築するか。



地域共生社会と包括的支援体制の論点

- 社会福祉法は「福祉サービスを利用する地域住民」や「地域生活課題」に対して、地域住民等や支援関係機関が連携して支援するという構成になっている。
 - 包括的支援体制＝相談支援の包括化という範囲にとどまって理解されていることが多いのではないか。
 - 「支援される側とする側」という関係を超える本人中心という考えは、浸透しているのか（共生社会を目指す支援観の転換）。
- **都道府県**の包括的な支援体制における役割は、後方支援だけでよいのか（都道府県の役割）。
- 支援観が転換しないと、「支援対象者化」だけでなく、活動が支援のために「資源化」されてしまわないか。
- 社会福祉法の範囲で、従来の福祉関係者の範囲を超えて「新たな官民協働」の形やプラットフォームを描くにはどうしたらよいか。

106条の
3 第1項
第3号関
連

106条の
3 第1項
第1, 2号
及び第4
条2項関
連

地域共生社会と包括的支援体制の論点

社会福祉
法第10章、
3節、4節
関連

- 包括的な支援体制の構築における社会福祉協議会と共同募金の役割の検討。特に前者においては、事業の担い手としての役割はもちろん、社会福祉法人を含めた民間の自発的な福祉の中間支援の役割が重要ではないか。
- 権利擁護支援を土台とした包括的な支援体制の構築(「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を考えると、それを具体化する事業(日常生活自立支援事業等)とともに、意思決定支援の観点(当事者参加やエンパワメント)をどのように包括的な支援体制の整備に位置付けるかが重要ではないか。

第4条 第
1項関連

- 地域共生社会の実現を地域福祉の推進の基本理念から拡張し、国において、地域共生社会の考え方や取組の広げ方の基本的な方針を明確にする必要があるのではないか(第89条の指針の見直しや新たな基本方針の策定など)

第107条
関連

- 市町村地域福祉計画は、こうした考えを踏まえ、策定される必要がある。現状は、多くの場合インデックス計画であり、包括的な支援体制を計画を描けていないのではないか。
- 対話と協働に基づく包括的な支援体制づくりを、福祉行政改革にとどまらず、国と自治体、自治体と住民の新しい関係づくりとして捉えた場合、自治体のマインドの転換をどう支えていくか。